

## 議案第94号

つくば市斎場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市斎場条例の一部を改正する条例

つくば市斎場条例（平成14年つくば市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表待合室の項中「5,140」を「5,200」に、「20,570」を「20,800」に改め、同表大式場の部通夜に使用する場合1回につきの項中「46,280」を「47,100」に、「92,570」を「94,200」に改め、同部通夜後の仮眠に使用する場合1回につきの項中「10,280」を「10,400」に、「20,570」を「20,800」に改め、同部告別式に使用する場合1回につきの項中「46,280」を「47,100」に、「92,570」を「94,200」に改め、同表小式場の部通夜に使用する場合1回につきの項中「30,850」を「31,400」に、「61,710」を「62,800」に改め、同部通夜後の仮眠に使用する場合1回につきの項中「10,280」を「10,400」に、「20,570」を「20,800」に改め、同部告別式に使用する場合1回につきの項中「30,850」を「31,400」に、「61,710」を「62,800」に改め、同表霊安室の部24時間までにつきの項中「5,140」を「5,200」に、「20,570」を「20,800」に改め、同部24時間を超える12時間ごとにつきの項中「2,570」を「2,600」に、「10,280」を「10,400」に改め、同表法要室の部3時間までにつきの項中「5,140」

を「5,200」に、「10,280」を「10,400」に改め、同部3時間を超える1時間ごとにつきの項中「1,740」を「1,750」に、「3,490」を「3,500」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## つくば市斎場条例（平成14年つくば市条例第51号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
施設	適用単位	使用料（円）		施設	適用単位	使用料（円）	
		市内	市外			市内	市外
待合室	2時間までにつき	5,200	20,800	待合室	2時間までにつき	5,140	20,570
大式場	通夜に使用する場合1回につき	47,100	94,200	大式場	通夜に使用する場合1回につき	46,280	92,570
	通夜後の仮眠に使用する場合1回につき	10,400	20,800		通夜後の仮眠に使用する場合1回につき	10,280	20,570
	告別式に使用する場合1回につき	47,100	94,200		告別式に使用する場合1回につき	46,280	92,570
小式場	通夜に使用する場合1回につき	31,400	62,800	小式場	通夜に使用する場合1回につき	30,850	61,710
	通夜後の仮眠に使用する場合1回につき	10,400	20,800		通夜後の仮眠に使用する場合1回につき	10,280	20,570
	告別式に使用する場合1回につき	31,400	62,800		告別式に使用する場合1回につき	30,850	61,710
霊安室	24時間までにつき	5,200	20,800	霊安室	24時間までにつき	5,140	20,570
	24時間を超える12時間ごとにつき	2,600	10,400		24時間を超える12時間ごとにつき	2,570	10,280
法要室	3時間までにつき	5,200	10,400	法要室	3時間までにつき	5,140	10,280
	3時間を超える1時間ごとにつき	1,750	3,500		3時間を超える1時間ごとにつき	1,740	3,490
備考（略）				備考（略）			